

神 監 2 第 14 号
平成 24 年 10 月 11 日

A 様

神戸市監査委員	櫻	井	誠	一
同	田	中	健	造
同	守	屋	隆	司
同	川	内	清	尚

王子南公園庭球場の管理許可に関する住民監査請求の

監査結果について（通知）

平成 24 年 8 月 15 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の要旨

平成24年8月15日及び9月5日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

王子南公園庭球場(以下「当該庭球場」という。)は、長年にわたって神戸市教育委員会(以下「市教委」という。)が、神戸ローンテニス倶楽部(以下「当該倶楽部」という。)に対して、都市公園法(以下「公園法」という。)に基づき管理許可を与えている。形式的には単年度ごとの管理許可申請及びその管理許可ではあるものの、実質的には数十年にも及ぶ長期間にわたって、公募も一切ないまま単一の任意団体へ行政財産の管理を許可し続けている。また、当該倶楽部が当該庭球場の使用料として神戸市に納入する金額は毎年定額で年間3,987,840円であるが、一般利用者が納入する使用料は指定管理者制度を導入しない限り神戸市の歳入であるにもかかわらず、これを当該倶楽部の収入として計上し神戸市へ全く納入されていない。さらに、市教委は、当該倶楽部が管理規程に違反する行為を見逃している。

公の施設の使用においては、基本的に利用機会の平等性・透明性が確保されているべきにもかかわらず、テニスコート全体を任意団体が長期間にわたり占有することを、市教委自身が許可し続けるという違法状態により、日本では希有の存在となりつつあるアンツーカーコートを利用する機会を大幅に奪われており、テニス愛好家にとってこの損害は金銭として表現できないほど甚大である。

また、当該庭球場は行政財産であり、その敷地・建物等には固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」という。)も課税されないが、実際の運用では民間テニス同好会の占有を少なくとも6面は認めていることから、市民が均等かつ平等に使用できる公の施設ではなく、当該倶楽部の私的なテニスコートに近い状態である。仮にこの施設全体が民間の所有物であるなら、土地だけで年間1,700万円ほどの固定資産税等が課税されると、神戸市行財政局主税部固定資産税課は算定している。最低限12面の半分である6面を当該倶楽部が占有・独占しているので、年間850万円の課税を逃れている勘定になる。

求める措置

1. 市教委が当該倶楽部に対して行った平成24年度の公園施設管理許可を即時取り消すこと。
2. 当該倶楽部が独占使用してきたテニスコート6面分の固定資産税等相当額を時効内に遡及して市教委は徴収すること。

理由

1. 市教委は当該倶楽部に対して、実質的には数十年にも及ぶ長期間にわたって、公募も一切しないまま行政財産の管理許可を続けるとともに、当該倶楽部の管理規程に違

反する行為を見逃しており、違法な管理許可である。また当該倶楽部は、一般利用者の使用料を神戸市に納入していないことは、地方自治法(以下「自治法」という。)及び神戸市会計規則に違反している。

2. 市教委は王子庭球場管理規程の遵守を条件として管理許可と使用許可を抱き合わせ、実際の運用では民間テニス同好会の占有を少なくとも6面は認めていることから、当該倶楽部の私的なテニスコートに近い状態であり、自治法第244条の2で定める公の施設の管理に抵触する。

第2 監査の実施

1 監査の対象

請求人は措置請求書において「市教委が当該倶楽部に対して行った平成24年度の公園施設管理許可を取り消すこと」、「当該倶楽部が独占使用してきたテニスコート6面の固定資産税等相当額を時効内(5年)に遡及して市教委は徴収すること」を請求している。

また、市教委が公園施設管理許可を行っていることから当該倶楽部の収入としている一般利用者の使用料について、「指定管理者制度を導入していない限り、神戸市の歳入としなければならないのに、その使用料は当該倶楽部の収入として計上され、神戸市へ全く納入されていない。」と主張している。公園施設の管理許可の取り消しは、自治法第242条第1項に規定している財務会計上の行為に含まれないが、一般利用者の使用料を市に納入していないことの前提となっている管理許可の取り消しを請求しているものと考えられる。

さらに、「敷地・建物等は行政財産であり固定資産税等も課税されていないが、実際の運用では民間テニス同好会の占有を少なくとも6面は認めていることから、当該倶楽部の私的なテニスコートに近い状態であり固定資産税等相当額を徴収すべきである。」とし、固定資産税等相当額を徴収することを怠っていると主張している。

請求人は平成24年度の公園施設管理許可の取り消し等を求めているが、平成24年度の管理許可は当該倶楽部に対して行った平成23年度の管理許可に基づく管理運営状況等を総合的に判断されたものであることから、平成23年度及び平成24年度の管理許可及びその許可条件が違法又は不当であるか、平成23年度の当該倶楽部の管理運営が公の施設の管理の規定に抵触しているか、その結果神戸市に損害が発生しているか、を監査対象とする。

2 監査の実施

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年9月12日に、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、同年9月5日に新たな証拠の提出があった。

また、教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課(以下「スポーツ体育課」という。)の関係職員から事情聴取を実施するとともに、関係書類等の監査を行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

神戸市教育長は、当該倶楽部に対し、公園法第5条、神戸市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第11条、同施行規則第2条に基づき、平成23年3月1日に平成23年度公園施設管理許可を、平成24年3月1日に平成24年度公園施設管理許可を行っている。

(1) 当該庭球場の管理者

都市公園の管理は、神戸市の設置に係る都市公園については神戸市が行うが、当該庭球場については、王子公園及び王子南公園の運動施設の一体的な管理を行うことが利用者の利便性に資することから、自治法第180条の2の規定に基づき、神戸市長の権限に属する王子公園及び王子南公園内の運動施設に関する事務の委任により、市教委が管理者となっている。（昭和42年3月14日企企第524号神戸市長申入れ 昭和42年4月1日教委庶第1号神戸市教育委員会同意）

(2) 管理許可の相手方及びその概要

① 相手方

神戸市中央区宮本通1-1-1
神戸ローンテニス倶楽部

② 団体の概要

・設立経緯

大正14年 川崎造船所の病院建設予定地を無償で借用し、コート4面を創設(当初会員約50名)、
昭和9年 病院建設のため立ち退きとなり、大石川東岸の沢之鶴所有地を借地し、コート4面とクラブハウスを建設
昭和36年 神戸市が大石川東岸を緑地帯に指定したことに伴い、現在の王子南公園内に移転し、現在に至る。

・会員数(平成24年3月31日現在) 390名

・収支状況(平成23年度決算)

収入 47,173千円、支出 42,085千円、当期収支差額 5,088千円

(3) 管理許可の内容（平成24年度許可分）

① 管理施設所在の都市公園名 王子南公園

② 管理施設の種類及び構造 王子庭球場

(テニスコート12面、クラブハウス、駐車場)

③ 管理施設の面積 11,160㎡

④ 管理目的 利用者の利便増進のため

⑤ 管理方法 王子庭球場管理規程による

⑥ 管理期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

⑦ その他 継続(昭和36年6月より当該倶楽部に対し管理許可を

行っている)

⑧ 使用料 3,987,840 円 (年額)

積算根拠 (都市公園条例第 14 条 別表第 2)

王子南公園 クラブハウス 160 円/㎡・月

テニスコート 22,000 円/面・月

各都市公園共通 駐車場 210 円/㎡・月

⑨ 条件 王子庭球場管理許可付加条件のとおり

(4) 許可条件

市教委は、公園法第 8 条の規定に基づき、当該倶楽部に平成 24 年度の管理許可をする際に、次の王子庭球場管理許可付加条件を付している。

王子庭球場管理許可付加条件

1 本施設の性格は、地方自治法第 244 条に言う「公の施設」であり、また都市公園法上の公園施設である。したがって、施設管理者は、住民全般の利用に供すべき立場にあり、管理を許可されたことにより特定の者が独占的に利用しうるものと理解してはならない。

以上の趣旨に即して、管理運営を行うこと。

2 12 面中 6 面は、一般利用者及び一日会員の使用を優先すること。

3 他の 6 面についても利用されていないときは、一般利用者及び一日会員の利用に供するよう努めること。

4 一般利用者及び一日会員にも、脱衣場及びシャワーを利用させること。

5 一般利用者の使用料は、1 面 1 時間 700 円を厳守すること。(平成 22.6.1 より、1 面 1 時間 1,000 円に改定) なお、一日会員については、神戸ローンテニス倶楽部会則に規定するデジタル料金を認め、土曜日の午後及び日・祝日は、一人 3,000 円、その他の日は一人 1,500 円とする。

6 一般利用者の使用料及び一日会員の会費を変更しようとするときは、事前に神戸市教育委員会スポーツ体育課 (以下「所管課」という。) と協議のうえ決定すること。

7 コート及びその他の施設を荒廃又は毀損しないよう施設管理者 (貴倶楽部) において特に注意すること。

8 コートの管理については、表土の補充・苦汁散布・散水・刷毛引き等、平常管理に属するもの及び施設の小破修理 (塗装を含む) は、施設管理者 (貴倶楽部) において補修すること。なお、大修理を行う場合の費用は、所管課と協議のうえ決定すること。

9 施設の増改築については、事前に所管課と協議のうえ決定すること。

10 管理規程を改正しようとするときは、事前に所管課と協議すること。

11 管理許可開始後速やかに、収支予算書並びに事業計画書を所管課へ提出すること。

12 管理許可終了後速やかに、収支決算書並びに事業報告書、利用状況等を所管課へ提出すること。

(5) 管理運営規程

当該倶楽部は、王子庭球場管理許可付加条件の趣旨を踏まえ、次のとおり王子庭球場管理規程を定め、当該庭球場を運営している。

王子庭球場管理規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、神戸ローンテニス倶楽部（以下、「倶楽部」という）が、神戸市から管理許可を受けて行う王子庭球場（以下、「庭球場」という）の管理について、必要な事項を定める。

(管理目的)

第2条 庭球人の品性の向上、技術の練磨、健康の増進及び相互の親睦をはかり、使用者の利便増進を目的とする。

(管理条件)

第3条 倶楽部は神戸市から示された公園施設管理条件を遵守し、善良なる管理者としての義務を果たすものとする。

(事務所)

第4条 倶楽部は管理に必要な事務所を庭球場内におくものとする。

(庭球場の使用時間)

第5条 庭球場の使用は、午前9時より日没までとする。

但し、金曜日及び年末・年始（12月29日より1月3日）は休日とする。

(庭球場使用料)

第6条 庭球場の12面中6面は、一般利用者及び1日会員の使用を優先し、残り6面を倶楽部員が使用するものとする。

使用料は次のとおり徴収するものとする。

- | | | |
|-----------|-------|--------|
| 1. 時間貸コート | 1面1時間 | 1,000円 |
| 2. 1日会員 | 1人1日 | 1,500円 |

(但し、土曜日の午後・日曜日・祝日は3,000円)

(使用手続)

第7条 庭球場を使用しようとする者は、使用料をそえて事務所に申し込み使用許可証を受取り、使用当日、当該使用許可証を事務所に提出して使用するものとする。但し、1ヶ月以内に限り予約することができる。(1日会員を除く)

(優先使用)

第8条 神戸市及びテニス協会の主催する大会にこの庭球場を使用するときは、他の行事、練習に優先することができる。

(管理委員会)

第9条 庭球場の管理運営について倶楽部に管理委員会をおく。

管理委員会は倶楽部の理事会をもってこれにあてる。

(附則)

- ・この規程は昭和59年4月1日から施行する。
- ・略
- ・この規程は平成22年6月1日から施行する。

(6) 許可決定手続き及び使用料の徴収状況

① 平成 23 年度管理許可

平成 23 年度管理許可については、当該倶楽部は、公園法第 5 条第 1 項及び都市公園条例第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、平成 23 年 2 月 26 日、神戸市教育長に対し、当該庭球場に係る公園施設管理許可申請書を提出した。市教委は、当該倶楽部の事業計画・事業報告書等を総合的に判断し、当該倶楽部に対し、同年 3 月 1 日に公園施設管理許可証を交付している。

また当該倶楽部は、都市公園条例第 14 条別表第 2 で定められた使用料 3,987,840 円を同年 4 月 11 日に支払っている。

② 平成 24 年度管理許可

平成 24 年度管理許可については、当該倶楽部は、公園法第 5 条第 1 項及び都市公園条例第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、平成 24 年 2 月 21 日、神戸市教育長に対し、当該庭球場に係る公園施設管理許可申請書を提出した。市教委は、当該倶楽部の事業計画・事業報告書等を総合的に判断し、当該倶楽部に対し、同年 3 月 1 日に公園施設管理許可証を交付している。

また当該倶楽部は、都市公園条例第 14 条別表第 2 で定められた使用料 3,987,840 円を同年 4 月 2 日に支払っている。

(7) 平成 23 年度当該庭球場の当該倶楽部の会員以外の状況等

① 市民へのコート貸出等の会員以外の利用人数 16,888 人

内訳 一般利用 6,581 人、テニススクール 1,880 人、大会等 8,427 人

② コート貸出の料金 1 面 1 時間 1,000 円

③ 他のテニスコートとの利用料金の比較

	王子南公園	総合運動公園	しあわせの村	住吉公園	大和公園	大原山公園	掖谷公園
平日	1,000 円	1,400 円	1,150 円	900 円	750 円	800 円	800 円
土日祝日	1,000 円	1,700 円	1,400 円	1,100 円	900 円	1,200 円	1,200 円

* 1 面 1 時間あたりの利用料金（総合運動公園、しあわせの村は一般コートの利用料金）

* コート種別 王子南はアンツーカー、王子南以外は全天候人工芝

2 当局の説明

スポーツ体育課より次のような説明があった。

(1) 管理許可について

① 管理許可の申請手続

継続して管理許可を受けようとするもの（当該倶楽部）が、許可を受けた期間の満了の日前 1 月以内に、都市公園条例施行規則第 2 条（様式第 2 号）に定める申請書及び添付書類（図面等）をスポーツ体育課に提出している。また、申請者が管理期間を 1 年として申請しているため、結果的に毎年度申請となっている。

② 管理許可の決定手続

申請書類を確認のうえ、管理使用料を積算し、スポーツ体育課長の決裁（教育委員会事務局等専決規程のスポーツ体育課長専決事項）を経て決定している。

③ 管理許可を行う判断基準

公園法第5条第2項では、「公園管理者自らが管理することが不適当又は困難であると認められるもの、当該公園管理者以外の者が管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるものに限り、許可をすることができる」とされており、これが管理許可をする判断基準となっている。

当該倶楽部から提出された事業計画・事業報告書及び過去の管理運営実績などから総合的に判断して、当該倶楽部は、当該庭球場の管理運営に必要な専門的知識・経験等を有しており、効率的かつ適切に管理運営が可能であり、都市公園の機能増進にも資すると判断した。

④ 一般利用者の使用料を市の収入としていない理由

都市公園条例第14条では、管理許可を受けたものは条例で定められた使用料を納付しなければならないものとされており、管理許可を受けたものから使用料を徴収し市の収入としている。

利用者の施設の使用料については、管理許可の場合、管理許可を受けたものが自らの収入としてその額を定めることとなるが、一般利用者の使用料に関して他の市の類似施設の料金との均衡を考慮し、1面1時間1,000円とすることを管理許可の付加条件としている。

⑤ 市教委が管理許可をしている他の施設

王子公園内にある登山研修所及び弓道場について、公園法第5条第1項に基づく管理許可を行っている。

⑥ テニスコートをアンツーカーコートとしている理由

現在の王子南公園のテニスコートが整備された昭和36年6月よりアンツーカーのコートである。当時、クレーコートよりプレーがしやすいアンツーカーコートを採用し、その後もアンツーカーコートを維持している。

⑦ 管理内容を担保するための実地検査、実績報告書の提出等

管理許可開始後、速やかに収支予算書及び事業計画書の提出、管理許可終了後、速やかに収支決算書及び事業報告書の提出を求めている。

また、必要に応じて管理運営上の協議や事務連絡等の際に運営状況の報告など日常より管理運営に関してのチェックを行っている。

万一、管理許可目的等に違反している場合は、事実確認の上、都市公園条例第19条に基づき、許可の取り消し等必要な措置を講ずることとなる。

⑧ 長期間にわたって管理許可を与えている理由

昭和36年に当該倶楽部が使用していた大石川東岸を神戸市が緑地帯に指定したことに伴い立ち退きとなり、王子南公園に移転することになった。当該公園にテニスコートを建設（総工費10,500千円）するにあたって、当該倶楽部から寄付（3,500千円）を受けるなどの貢献があったため、当該倶楽部に対してテニスコートの管理許可を行った。

以来、同テニスコートの管理運営を行うにあたり当該倶楽部は、脱衣室、休憩室（昭和 37 年、92.56 ㎡）、駐車場（昭和 44 年、172 ㎡、建設費 1,200 千円）を寄付するとともに、順次テニスコートの改修を行う等、施設の管理者として管理運営面のみに留まらず、施設の維持管理全般にわたっても多くの力を注いできている。

また、利用にあたっては会員の利用の他、低廉な料金による一般市民への貸し出しや、神戸市テニス協会等主催の大会やスクールへの貸し出しを行う等、公の施設として適切な管理を行うとともに、公園施設として多くの市民が集い、憩えるサービスを提供することにより、公園の活性化や機能向上にも寄与している。

さらに当該倶楽部は、神戸市テニス協会の事務局の役割も担っており、単にテニスコートの貸し出しや倶楽部自身の活動のみならず、神戸市におけるテニス活動の拠点として広く市民のテニス振興、スポーツ振興にも寄与している。

以上のことから、公園法第 5 条第 2 項の規定に該当するものとし、同条第 1 項の管理許可を行っている。

公園法第 5 条第 3 項では、「管理する期間は 10 年を超えることができない。これを更新するときの期間についても同様とする。」としている。これは、1 回の管理許可に係る管理期間が 10 年を超えることができないとした規定であり、許可更新をした結果、管理許可の通算年数が 10 年を超えてはいけないということではない。

(2) 指定管理者制度を採用せず管理許可制度を採用している理由について

- ① 国土交通省「都市公園法運用指針(第 2 版)」(以下「公園法運用指針」という。)において、「一般的には、都市公園全体の管理を民間等に利用料金の収受を含めて包括的に委任しようとする場合は指定管理者制度を適用することとなり、一方で、飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合には設置管理許可制度を適用するものと考えられる。」とあり、管理許可を行う場合の例として、特定のスポーツ競技のための公園施設の管理を当該スポーツ競技の愛好団体が行う場合があげられている。
- ② 本市の場合、競技場・補助競技場・王子スポーツセンター・プールなどの多様な施設がある王子公園については、専門的な知識・経験が必要な登山研修所と弓道場（これについては公園法上の管理許可）を除き、指定管理者制度を採用している。また、王子南公園のうちテニスコートのみの公園施設である当該庭球場は、管理許可制度を採用している。
- ③ 市教委は当該庭球場の管理許可に際して、公園法第 8 条に基づき、管理許可付加条件を付している。これは、当該庭球場が公園法上の公園施設であり、住民全般の利用に供すべきであるため、この趣旨に沿った管理運営を行わせるためのものである。

具体的には、一般利用者の使用料（1 面 1 時間 1,000 円）や、12 面中 6 面を一般開放し、他の 6 面についても利用されていないときは開放する等、住民全般の利用に供する旨を条件として付している。
- ④ 管理許可を受けた当該倶楽部は、管理許可付加条件の趣旨を踏まえ、管理規程に管理運営を行うために必要な事項を定めている。

なお、管理規程を改正する際は、事前に所管課と協議するよう、付加条件に定められている。

- ⑤ このように、市民利用等に関する一定の付加条件を付け、公園法に基づき管理許可を行い、都市公園条例に基づく使用料の徴収を行っている。現在の管理許可を受けている当該倶楽部は、適正に管理運営業務を行っており、現在のところ指定管理者による管理運営は考えていない。

(3) 管理許可付加条件違反について

- ① テニスコートの管理許可にあたっては、全12面中6面は一般利用者や1日会員等の市民利用に供する等、市民利用に関する一定の付加条件をつけて管理許可を行っており、当該倶楽部はこの条件を遵守して一般市民に貸し出している。

また、同テニスコートはアンツーカーと呼ばれる赤土のコートを使用するなど高品質なテニス環境を整えており、多くのトッププレイヤーを輩出している施設である。アンツーカーのコートは一般の土（クレイコート）やアスファルト（ハードコート）等のコートに比べて維持管理費用を要するが、当該倶楽部は市民利用も含めた全コートにわたって、高品質なコートの維持管理を行い、トッププレイヤーがプレーする高品質なテニス環境を一般市民に低料金で提供している。

- ② 管理規程はあくまで、管理許可を受けたものが施設管理運営を行うために、必要な事項を定めたものである。管理規程に定める休日に大会等のイベントを主催すること、年に数回程度、部内試合等によるコートの全面利用を行うこと、神戸市及び神戸市テニス協会以外の団体等が主催する大会等を他の行事、練習に優先することは、管理許可付加条件に違反しているものとは考えていない。

(4) 固定資産税等の徴収について

当該庭球場は都市公園であり公有財産であるため、固定資産税等は課税されない。

(5) 他都市における公園法上の管理許可を行っている状況について

- ① 札幌市(中島公園庭球場, 東雁来公園サッカー場)
- ② 名古屋市(若宮フットサルパーク)
- ③ 千葉市(小園公園, 幕張西第1公園他11公園)
- ④ 川崎市(川崎球場, 川崎国際生田緑地ゴルフ場)

3 判断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

理由1 「市教委は当該倶楽部に対して、実質的には数十年にも及ぶ長期間にわたって、公募も一切しないまま行政財産の管理許可を続けるとともに、当該倶楽部の管理規程に違反する行為を見逃しており、違法な管理許可である。また当該倶楽部は、一般利

用者の使用料を神戸市に納入していないことは、地方自治法(以下「自治法」という。)及び神戸市会計規則に違反している。」について

- (1) 公園法第 5 条は「①当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの、②当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるものに限り、公園管理者以外の者に公園施設の設置又は管理を許可することができる」としている。これについて公園法運用指針では、「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難とは、公園施設を運営するに当たり、一般的には営利行為を伴うもの又は専門的な経営・運営ノウハウを必要とするものが対象になると考えられる。」とし、「都市公園の機能の増進に資すると認められるものについては、公園管理者自らが公園施設を管理するよりも、①第三者が有する専門的なノウハウや企画力、資金力等により、当該公園施設の機能が向上する場合や②当該公園施設の管理コストが節減される場合などが考えられる。」としている。

管理許可を受けたものは、当該施設で営利行為を営むか又は入場料その他の料金を徴収してその管理運営を行う制度として構築されており、公園管理者は、管理許可を受けたものに対し、条例の定めにより、公の施設の管理許可に係る使用料を徴収することができるとしている。

一方、指定管理者制度については、自治法第 244 条の 2 には「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定されている。

指定管理者制度と管理許可制度について、公園法運用指針では、「一般的には、都市公園全体の管理を民間等に利用料金の収受を含めて包括的に委任しようとする場合は指定管理者制度を適用することとなり、一方で、飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合には設置管理許可制度を適用するものと考えられる。」とあり、管理許可を行う場合(公園法第 5 条第 2 項第 2 号の「当該都市公園の機能の増進に資するものと認められるもの」)の例として、「特定のスポーツ競技のための公園施設の管理を当該スポーツ競技の愛好団体が行う場合」があげられている。

これらのことを踏まえて、当該庭球場の管理運営について検討すると、アンツーカーコートAnt-Courtの維持管理を行い、高品質なテニス環境を低料金で一般市民に提供するためには、専門的なノウハウ等が必要であるところ、当該倶楽部はアンツーカーコートの適正な維持管理を行う専門的なノウハウを有するとともに、神戸市テニス協会の事務局を勤め市民のテニス振興に寄与するなど当該庭球場の機能の増進に資することができるものと認められる。また、庭球場などで公園法の管理許可を行っている他都市の事例がある。これらを勘案すると管理許可制度を採用し当該倶楽部に対し管理許可を行うことは、公園法及び公園法運用指針の趣旨からも合理的な理由があり、違法とはいえない。

- (2) 公園法第5条第3項では、「管理する期間は10年を超えることができない、これを更新するときの期間も同様とする。」としている。

この趣旨は、公園法運用指針によると、「同一の者が途中で何の手続きもせずに長期にわたって公園施設を管理することは、当該公園施設の役割や許可の前提となった事実関係の変化等が想定されることから適当でなく、許可の必要性を定期的に検討することができるよう許可の期間及びこれを更新する場合の期間の最長限度を定めている。」とし、通算して管理許可の年数が10年を超えてはいけないということではない。

当該倶楽部に対する管理許可は、管理期間を年度当初から年度末までの1年間とし、許可の必要性を毎年度検討している。その結果として管理許可が長期にわたるとしても、公園法第5条第3項の趣旨に反するものではない。

- (3) 市教委は管理許可に際して管理許可付加条件を付しており、管理許可を受けた当該倶楽部は、当該付加条件の趣旨を踏まえて、管理運営に必要な事項を管理規程に規定している。

請求人は、①管理規程に定める休日に大会等のイベントを主催すること、②年に数回程度、部内試合等によるコートの全面利用を行うこと、③神戸市及び神戸市テニス協会以外の団体等が主催する大会等を他の行事や練習に優先することは、管理規程に違反していると主張している。

①は、管理規程第5条の「金曜日及び年末・年始は休日とする」、②は、管理規程第6条の「庭球場の12面中6面は、一般利用者及び1日会員の使用を優先し、残り6面を倶楽部員が使用するものとする」、③は、管理規程第8条の「神戸市及びテニス協会の主催する大会にこの庭球場を使用するときは、他の行事、練習に優先することができる。」と異なる運用をしていることになる。

しかしながら、①、②、③のいずれの場合も、大会等の開催によりテニスの一層の健全な発展・振興に寄与するため、当該倶楽部の事業計画を理事会等で承認を得て実施されているものであり、その回数は年数回に止まっている。こうした運用は、管理規程記載の文言と異なる運用であるが、そのことで直ちに管理規程の趣旨に反しているとまではいえず、さらに、このことによって管理許可付加条件に違反しているとはいえない。

以上のことから、当該倶楽部に対する管理許可は、公園法等の趣旨に照らして、違法な管理許可とは言えず、また市教委は、当該管理許可に係る使用料を適正に徴収している。なお、一般利用者の使用料は、制度上当該倶楽部の収入となり神戸市の収入ではないことから、請求人の自治法及び神戸市会計規則に違反しているとの主張には理由がない。

理由2 「市教委は、王子庭球場管理規程の遵守を条件に管理許可と使用許可を抱き合わせにし、実際の運用では民間テニス同好会の占有を少なくとも6面は認めているこ

とから、当該倶楽部の私的なテニスコートに近い状態であり、自治法第 244 条の 2 で定める公の施設の管理に抵触する。」について

- (1) 公園法第 5 条の管理許可制度では、理由 1 (1) で述べたように、許可を受けたものは、その専門的なノウハウや企画力、資金力等を活用して、許可を受けた公園施設で営利行為を行ったり、入場料その他の収入を得ることによって、当該公園施設を管理運営し、当該公園施設の管理コストの節減や機能の向上を図ることになる。

一方、公園法第 8 条では、「公園管理者は、第 5 条第 1 項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。」と規定している。

これは、許可を受けたものが、当該公園施設で営利行為等を行ったり入場料その他の収入を得ること等について、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設たる都市公園の本来の使命に影響を及ぼすことのないように、必要な条件を付することができるものである。

- (2) 市教委は、公園法第 8 条に基づき「12 面中 6 面は、一般利用者及び 1 日会員の使用を優先すること。他の 6 面についても利用されないときは、一般利用者及び 1 日会員の利用に供するように努めること。」という条件（以下、「当該許可条件」という。）を付して当該倶楽部に管理許可を行っている。

市教委が当該許可条件を付したのは、当該倶楽部が当該庭球場全体を使ってテニスクラブ運営を行うのではなく、①最低 6 面は一般利用者に対しアンツーカーコートでのテニス環境を低料金で提供することを確保するとともに、②当該倶楽部に対し 6 面の実質優先的な利用を認めることにより、当該倶楽部がテニスクラブを運営し、一般利用者からの収入だけでなく当該倶楽部の会員収入等で、当該庭球場全体の適切な維持管理を行うことができるようにするためであり、当該許可条件には合理性があると認められる。

- (3) なお、自治法第 244 条の 2 に規定する公の施設の独占的利用について、行政実例（昭和 41.12.26）では、「公の施設の利用が、当該公の施設の機能、効用を増進することとなり、かつ、住民の一般的利用が妨げられないものについては、独占的利用に該当しない」とされている。

当該倶楽部に対する管理許可及びその付加条件並びに利用実態は、この趣旨に照らすと当該倶楽部の独占的使用に該当するものとは認められない。

以上のことから、市教委が付した当該許可条件は、違法又は不当なものとはいえない。

したがって、請求人の固定資産税等相当額を時効内に遡及して徴収するとの主張には理由がない。

第4 結論

以上のことから、当該倶楽部に対する管理許可及びそれに基づく当該庭球場の管理運営が違法又は不当であるという請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。

なお、請求人が指摘するように、当該庭球場の駐車場の管理運営に関して、当該倶楽部が一般利用者の使用を排除するような不適切な告知文を掲示した事例があった。

市教委においては、当該倶楽部が当該庭球場を一般利用に供すべき立場にあることに留意し適切な管理運営に努めるように、積極的な助言、指導をされたい。